

平成29年度第2回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成29年6月8日(木)午後 3時開会

2 場所 佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室

3 出席委員(19名)

1番	今井勝子	2番	田中純一
3番	三橋秀夫	4番	羽根井直子
5番	山崎宏	6番	牛玖泰一
8番	眞野好則	11番	石渡國男
12番	栗原初男	13番	木内正夫
14番	市原敏彦	15番	山本健史
16番	渡貫茂	17番	石田和久
18番	石渡一男	19番	櫻井道明
20番	清宮正	21番	川村文雄
22番	三門増雄(議長)		

4 欠席委員(2名)

7番	立田三雄	10番	池田達男
----	------	-----	------

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 櫻井正行

主査補 高橋成治

主査補 相川正巳

主任主事 西山壮大

◎開 会

午後 3時開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成29年度第2回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

次回の総会及び調査会でございますが、事前調査会は7月3日（月）に開催を予定しております。

次回の担当は、第1班となります。

総会につきましては、7月10日（月）に開催を予定しております。

6月9日（金）に平成28年度千葉県農業会議監査が、千葉市のプラザ菜の花で開催されます。三門会長が出席する予定でございます。

次に第112回千葉県農業会議通常総会が、平成29年6月30日（金）に、千葉市菜の花プラザで開催されます。三門会長と私が出席する予定でございます。

7月19日（水）に皆様の3年間の任期が終了いたします。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が選挙から、議会の同意を得て、市長が任命することになり、先の2月議会で、新たに15名の農業委員が選出され、新委員による総会を7月20日（木）に開催する予定としております。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方におかれましては、大変忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日も慎重なる審議の程よろしく願いいたします。

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は19名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成29年度第2回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号14番「市原 敏彦委員」を、議席番号15番「山本 建史委員」を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号、平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定について

以上、3議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～5ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、権利者は新規就農するため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権の移転をしようとするもので、表の第2項及び第3項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするもので、表の第4項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は農業廃止のため、売買により、

所有権の移転をしようとするものでございます。

なお、第1項につきましては、10ページの議案第3号第14項と関連しており、賃貸借により、土地を借り受けるものです。

その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項につきましては、議案第3号第14項と関連しておりますので、一括審議といたします。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 佐倉市〇〇〇に住んでおります。〇〇と申します。よろしく申し上げます。現在私は、佐倉市の〇〇にあります〇〇というところで働いております。

家族は妻と子供が2人おります。就農する事に関しては、家族は賛成してくれております。〇〇〇〇に母が住んでいまして、協力してくれる事になっております。母親は、〇〇〇の農家出身ですので頼りにしています。私は〇〇で〇〇をしておりますので、冬から春にかけてとても忙しいのですが、春から夏にかけては、新春の仕込みに向けた準備期間ですので、比較的暇な時期であり、余裕がありますので、この期間を利用して農業に参入したいと考えております。平成26年に、現住所に引っ越しをしてまいりまして、石渡農業委員さんから、ご指導を頂きながら、畑作業をしてまいりました。申請地では落花生と露地野菜を栽培する予定です。落花生は〇〇の業者に出荷する予定で、露地野菜は直売所等への出荷を予定しております。ご審議どうぞよろしく申し上げます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。石渡委員

○石渡一男委員 議席番号18番石渡です。おかあさんが、私の家の前に住んでおり、結婚をして〇〇〇に住まわれました。旦那さんが亡くなられて、地元に戻りたいと言う事で、3年前に地元、家を建てましたが、その頃から、おかあさんと一緒に農作業をしています。今井委員はおかあさんと同級生で、そのような事から地元、戻って農業をやりたいと言う事で、私の農機具を貸して、農作業を行っているような状況です。どうぞ、よろしく申し上げます。

○議長 他にご質問はありますか。今井委員

○今井委員 議席番号1番今井です。質問ではないですが、石渡委員からお話がありました。おかあさんは同級生で、農業には前向きです。一生懸命やられておりますので、エールを送りたいと思います。

○議長 他にご質問はありますか。眞野委員

○眞野委員 議席番号8番眞野です。〇〇と〇〇は違うのですか。

○議長 申請人

○申請人 〇〇は〇〇のリーダーです。その下で働くのが〇〇です。

○眞野委員 解りました。他の場所で修業して来たのですか。

○議長 申請人

○申請人 〇〇で働きながら勉強させていただきました。また、通信講座でも勉強しました。

○眞野委員 解りました。

○議長 他にご質問はありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第1項及び議案第3号第14項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手全員であります。

よって、第1項及び議案第3号第14項は、許可と決しました。

続きまして、第2項の実態調査について、石渡一男委員より報告をお願いいたします。

———（石渡一男委員報告）———

○石渡一男委員 議席番号18番石渡です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。権利者の〇〇さんは、申請地の近隣を耕作しており、義務者の〇〇さんより、購入して欲しい旨相談され、耕作地の近隣で、耕作に便利のために購入することとなったそうです。

何ら問題は無いものと思われまますので、よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、石渡委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項の実態調査について、木内委員より報告をお願いいたします。

———（木内委員報告）———

○木内委員 議席番号13番木内です。議案第1号第3項の調査報告をいたします。

権利者の〇〇〇〇さんは、稲作を中心に農業を営んでおります。

義務者の〇〇さんは、相続により申請地を取得し、現在は〇〇に住んでおり、農業者ではありません。

今回、〇〇さんに購入して欲しい旨相談をしたところ、自作地の隣接や、近隣であり、耕作に便利のため、購入する事となったそうです。購入先は、〇〇及び〇〇〇〇、また〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇でございます。畑3筆、5,086㎡、田18筆20,965㎡となっております。何ら問題は無いものと思われまますので、よろしくお願ひします。

○議長 ただいま、木内委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願ひいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願ひいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第3項は、許可と決しました。

続きまして、第4項の実態調査については、私から報告をさせていただきます。議席番号22番三門です。議案第1号第4項の調査報告をいたします。

権利者の〇〇〇さんは、〇〇で旦那さん、息子さん夫婦と共に、ユリの栽培と水田経営をしています。

今回、義務者の〇〇さんから、所有地を購入してほしいと相談を受け、自作地の近隣で耕作に便利のため、購入する事としたそうです。

きちんと耕作されておりますし、何ら問題は無いものと思われまますので、よろしくお願ひします。

ただいま、私より報告をいたしました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願ひいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願ひいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第4項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願ひします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の6ページ～8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第2号第1項は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、太陽光発電施設に係る調整池用地として、〇〇〇の田1,311.63㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、近隣に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇や物流倉庫がある小規模な農地で第2種農地と判断されます。

計画としましては、全体開発面積、約3.4haの内、農地部分に調整池を整備するものでございます。

開発面積の農地以外の土地は、山林原野であり、その部分に太陽光発電施設を整備するものでございます。

なお、林地開発の手続きも、同時に千葉県に申請されております。

第2項は、〇〇〇〇・〇〇〇〇親子が、自らの住居とする専用住宅用地として、〇〇の畑271.5㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、周囲に住宅が散在する小規模な農地で第2種農地と判断されます。

計画としましては、木造2階建て 建築面積83.34㎡の住宅を建設するものでございます。

また、生活用水は、公共上水道に接続、生活排水は公共下水道に接続、雨水については、浸透柵により処理するものでございます。

第3項～第9項は、公益社団法人 佐倉市観光協会が、花火大会の観覧席用地として、角来と臼井田の水田16,762㎡を、一時転用しようとするものでございます。

申請地は、佐倉ふるさと広場の道路の向かい側と千葉県水道局印旛沼取水場の南側の京成線沿いで、8月5日（土）に実施される花火大会の観覧席として、約17,000人分の収用場所を整備するもので、イベント終了後は農地に復元するものです。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号については申請人を呼んであります。

それでは、第1項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 私、○○○○○○○○○○の○○です、この度は、佐倉市の○○及び○○におきまして、約3万3千平方メートルの、太陽光発電施設と調整池の計画をしております。今現在、森林法にかかる手続きを千葉県にしております。事前協議が済み、本協議の申請になっております。転用の申請と併せて進めさせていただいております。今回の申請は、森林法の手続きをしている部分と併せて、農地部分の調整池の転用申請となります。一番土地の低い場所であり、全体の区域の水が、この場所に集まります。調整池の水は、少しずつ○○○に流れて行くものでございます。

簡単でございますが、申請内容について説明をさせていただきました。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。田中委員

○田中委員 議席番号2番、田中でございます。安全対策ですが、調整池に侵入されないような、対策はとられているのですか。

○議長 申請人

○申請人 周りにフェンスを作ります。尚且つ、マンションなどで見られますが、落下防止の対策を行います。

また、管理車両が入れるように、小さな入口は設けます。

○議長 田中委員

○田中委員 全国的に、小さなお子さん達が、調整池等で事故が起きてますので、対策の方、よろしくお願いします。

○議長 申請人

○申請人 一般の調整池は、コンクリートで囲まれています。今回の調整池は、滑り台より緩やかな、土の状態での調整池でございます。
安全面を考えたの構造になります。

○議長 他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。
第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、第1項は、許可相当と決しました。
続きまして、第2項の実態調査については、私から報告をさせていただきます。
議席番号22番の三門です。議案第2号第2項の調査報告をいたします。
権利者の〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんは、親子であり、現在、〇〇さんは、〇〇〇に奥さんと娘さんの3人で住んでいます。
今回、〇〇さん家族と〇〇さんが、一緒に住むための、住宅を建築するため、申請したそうです。
なんら問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。
ただいま、私より報告をいたしました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第2項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、第3項～第9項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 公益社団法人佐倉市観光協会、次長の〇〇と申します、よろしくお願
いします。佐倉市産業振興課観光班の〇〇と申します。よろしくお願
いします。

今回ご審議いただきたいのは、平成29年8月5日、土曜日に開催予定の第57
回佐倉市民花火大会の、観覧席の設置に関する申請でございます。農地転用の期間
については、当日及び前後の準備期間と復旧期間を含め、7月25日火曜から8月
15日火曜日までを予定しております。会場は2か所あります。一つ目は、臼井3
号踏切の水田を借り、無料観覧席とします。二つ目は、佐倉ふるさと広場前の水田
をお借りして、有料観覧席といたします。説明は以上でございます。ご審議の程お
願いします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、
お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第3項～第9項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたしま

す。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第3項～第9項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の9ページをお願いいたします。

議案第3号 平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、

使用貸借権の設定、3件、5筆

地積8,668㎡

賃貸借権の設定、11件、19筆、

地積26,561㎡でございます。

詳細でございますが、議案の10ページ～13ページをお願いいたします。

第1項～5項、7項、10項～12項は経営規模拡大のため、第6項、8項、9項、13項は経営安定のため、第14項は新規就農するため、期間は、3年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、総会議案10ページ、第10項～13項については、渡貫委員、牛玖委員、石渡一男委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

——（渡貫、牛玖、石渡一男委員退席）——

○議長 渡貫委員、牛玖委員、石渡一男委員が退席いたしましたので、議案第3号、

第1項～13項について審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、議案第3号、第1項～13項について、採決をいたします。

議案第3号、第1項～13項について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

渡貫委員、牛玖委員、石渡一男委員を入場させてください。

——（渡貫、牛玖、石渡一男委員着席）——

○議長 以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の14ページ～15ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

長屋住宅用地としようとするもの1件、1筆、専用住宅用地としようとするもの1件、1筆、宅地造成用地としようとするもの1件、8筆、道路用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、16ページ～17ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

共同住宅用地としようとするもの2件、4筆、専用住宅用地としようとするもの2件、4筆でございます。

次に、18ページ～19ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

雑種地として地目変更申請のあったもの、1件、2筆、宅地として地目変更申請のあったもの、4件、5筆、山林として地目変更申請のあったもの、2件、3筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===